

通 知 書

平成20年1月22日

○ 院長 殿

弁護士 K

電話・FAX

冠 省

当職は、全国共済農業協同組合連合会山形県本部、及び山形おきたま農業協同組合の顧問弁護士です。

ところで、貴院患者A様に対しての山形おきたま農業協同組合共済部事故相談課職員佐藤稔の言動について、貴院に対しての営業妨害であるので謝罪文を出すようにと申し入れを受けておりますが、全国共済農業協同組合連合会山形県本部自動車部置賜自動車損害調査サービスセンター長Y、及びSが、A様及び貴殿にお話した内容によれば、貴院のみならず他接骨院への通院を拒絶した事実はないのはもとより、前記農協担当者がA様ら患者の皆様のことを考えて、病院のことも併行してお話しすることは、社会通念上許容される範囲内のものであり、何ら違法なものではないと思料され、営業を妨害する行為はなかったと考えます。

1月8日に前記YとSが貴院を訪問し、経過についてご説明したとおり、彼らとしても貴院ならびに他接骨院への通院について、妨害する意図はなかったことも確認しています。

以上の通りですので、本件に関してご理解を賜りますよう、宜しくお願ひ致します。

草々